

○大和高田市一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬業の許可指針

大和高田市は、大和高田市一般廃棄物処理基本計画（平成18年度）において循環型社会を基本理念としており、循環型社会の構築に向けて3Rを推進するとともに市民、事業者、行政が三者一体となって、資源循環型社会の形成を目指して、計画的かつ効率的なごみ処理行政に取り組んでおり収集運搬業の許可業者数についても、廃棄物の排出量に応じた適正な業者数にしていくものとします。循環型社会形成を目指す当市の廃棄物の適正処理確保の見地から、一般廃棄物処理計画における事業系一般廃棄物収集運搬業の許可に係る方針を次のとおり定める。

事業系一般廃棄物

- (1) 事業系一般廃棄物を収集運搬する一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集業者」という。）は、将来に渡って継続的かつ安定的に廃棄物処理を遂行することを可能にする経営規模や経営計画が必要である。また、許可制度の運用においては、収集業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るという見地から、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。そのため、既に許可した事業範囲内での新たな許可は、収集業者の健全な事業活動にも影響を与え、無秩序な競争等や、収集業者相互の過度の摩擦等を生じさせ、適正な処理を損ねる恐れがあると判断する。従って、市及び既存の許可業者による収集運搬が現状において困難となっていないため、法令等の整備により新たに必要が生じた場合及び次に掲げる場合を除いて、新規許可を行わない。

イ) 市の指定処理施設以外で再生利用を目的とした処理を行うことが適当であると認められた食品循環資源等の一般廃棄物の収集運搬を行う場合、その他品目を限定して許可することが適当であると市長が認めた場合。

ロ) 次に掲げる新規に建設される建築物で、資源化物を除く一般廃棄物の排出量が月平均30トン以上の見込みのものから収集運搬する場合。

- 1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物
- 2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 適用除外

次に掲げる許可申請が行われた場合は、新規許可を行わないという上記の事項の例外として新規許可を認める。

イ) 個人の収集運搬業の許可を受けた者が、代表者である法人を新たに設立し、その事業の全部を承継させる場合

ロ) 収集運搬業の許可を受けた者が死亡し、法定相続人が申請する場合

ハ) 収集運搬業の許可を受けた者が、高齢又は疾病等により業を継続できない場合で、親族（配偶者又は2親等以内に限る）に事業の全部を承継させる場合

ニ) 法人の合併の場合で、既存許可業者の代表者が新法人の代表者となる場合